

町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 (2 0 2 2 年) 8 月 2 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>第4条の2 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び任期付職員法第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第9項及び第10項の規定にかかわらず、それぞれの項の規定による給料月額に、町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（令和4年 月 町田市条例第 号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項及び第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第10条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第11条第1項に規定する時間外勤務代休時間又は休日（勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日をいう。第12条において同じ。）である場合、勤務時間条例に定める休暇（勤務時間条例第17条第1項に規定する生理休暇については市規則で定める日数を限度とし、<u>同項に規定する子育て部分休暇、勤務時間条例第18条第1項に規定する介護休暇及び勤務時間条例第19条第1項に規定する介護時間を除く。</u>）による場合その他その勤務しないこと、及び給与の減額をしないことにつき任命権者の承認がある場合を除き、その勤務し</p>	<p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>第4条の2 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び任期付職員法第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第9項及び第10項の規定にかかわらず、それぞれの項の規定による給料月額に、町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和33年10月町田市条例第46号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項及び第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第10条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第5条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間又は休日（勤務時間条例第6条に規定する休日及び勤務時間条例第6条の2第1項の規定により指定された代休日をいう。第12条において同じ。）である場合、勤務時間条例に定める休暇（勤務時間条例第10条に規定する生理休暇については市規則で定める日数を限度とし、<u>勤務時間条例第9条の2第1項に規定する子育て部分休暇、勤務時間条例第12条の2第1項に規定する介護休暇及び勤務時間条例第12条の4第1項に規定する介護時間を除く。</u>）による場合その他その勤務しないこと、及び給与の減額をしないことにつき任命権者の承認がある場合を除</p>

ない1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を、その勤務しなかった月又は翌月以降の給与から減額するものとする。

(時間外勤務手当)

第11条 略

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（市規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

3・4 略

5 勤務時間条例第11条第1項に規定する時間外勤務代休時間を承認された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の承認により代えられた時間外勤務手当の支給に係る次の各号に規定する時間に対しては、当該時間1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、当該各号に規定する時間に応じ、当該各号に規定する割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1)・(2) 略

6 略

(休日勤務手当)

第12条 略

2 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135を休日勤務手当

き、その勤務しない1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を、その勤務しなかった月又は翌月以降の給与から減額するものとする。

(時間外勤務手当)

第11条 略

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第14条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第2条第5項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（市規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

3・4 略

5 勤務時間条例第5条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を承認された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の承認により代えられた時間外勤務手当の支給に係る次の各号に規定する時間に対しては、当該時間1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、当該各号に規定する時間に応じ、当該各号に規定する割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1)・(2) 略

6 略

(休日勤務手当)

第12条 略

2 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135を休日勤務手当

として支給する。ただし、勤務時間条例第14条の規定により、任命権者が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、休日勤務手当は支給しない。

として支給する。ただし、勤務時間条例第6条の2の規定により、任命権者が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、休日勤務手当は支給しない。

第2条 町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 任命権者は、全ての職員の職を前項に規定する等級別基準職務表に従い、第1項の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、同項の給料表により給料を支給しなければならない。</u></p> <p>(初任給、昇格及び昇給等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～8 略</p> <p><u>9 町田市職員の分限に関する条例(昭和33年10月町田市条例第44号)第2条第2項の規定により、職員を降給させる場合におけるその者の号給は、当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給(当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給から当該最低の号給の2号給上位の号給までのいずれかの号給である場合にあっては、当該最低の号給)とする。</u></p> <p><u>10 法第22条の4第1項及び第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に定める基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(令和4年 月町田市条例第 号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>11 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14</u></p>	<p>(給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～8 略</p> <p><u>9 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に定める給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p><u>10 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14</u></p>

年法律第48号。以下「任期付職員法」という。)第4条第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第1号又は町田市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成27年12月町田市条例第48号)第10条第1項第1号の規定により採用された職員の給料月額、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に定める基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

12 任期付職員法第5条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に定める基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(時間外勤務手当)

第11条 略

2 略

3 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤

年法律第48号。以下「任期付職員法」という。)第4条第1項若しくは第5条、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第1号又は町田市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成27年12月町田市条例第48号)第10条第1項第1号の規定により採用された職員の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に定める給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第4条の2 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)及び任期付職員法第5条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第9項及び第10項の規定にかかわらず、それぞれの項の規定による給料月額に、町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(令和4年 月町田市条例第 号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項及び第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(時間外勤務手当)

第11条 略

2 略

3 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間

務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項第1号の適用については、同号中「100分の125」とあるのは「100分の100」とする。

4～6 略

(休職者の給与)

第16条 略

2・3 略

4 職員が町田市職員の分限に関する条例第2条第1項各号のいずれかに該当して休職されたときは、その休職期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの100分の70に相当する額以内の額を支給することができる。

5 略

(期末手当)

第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（市規則で定める職員を除く。）に対し、それぞれ基準日から起算して20日を超えない範囲内において市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（市規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 略

3 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に対する前項及び別表第6の規定の適用については、同項中「扶養手当及びこれら」とあるのは「及びこれ」と、同表中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあり、及び「1

が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項第1号の適用については、同号中「100分の125」とあるのは「100分の100」とする。

4～6 略

(休職者の給与)

第16条 略

2・3 略

4 職員が町田市職員の分限に関する条例（昭和33年10月町田市条例第44号）第2条各号のいずれかに該当して休職されたときは、その休職期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの100分の70に相当する額以内の額を支給することができる。

5 略

(期末手当)

第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ基準日から起算して20日を超えない範囲内において市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 略

3 再任用職員及び任期付短時間勤務職員に対する前項及び別表第6の規定の適用については、同項中「扶養手当及びこれら」とあるのは「及びこれ」と、同表中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあり、及び「100分の90」とある

00分の90」とあるのは「100分の57.5」とする。

4・5 略

(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（市規則で定める職員を除く。）に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して20日を超えない範囲内において市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（市規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 略

3 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に対する前項及び別表第8の規定の適用については、同項後段中「、扶養手当及びこれら」とあるのは「及びこれ」と、同表中「100分の102.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の122.5」とあり、及び「100分の132.5」とあるのは「100分の60」とする。

4 略

(通勤手当)

第18条の4 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として市規則で定める期間（以下この項において「支給対象期間」という。）、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第9に掲げる職員の区分及び自転車

のは「100分の57.5」とする。

4・5 略

(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して20日を超えない範囲内において市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 略

3 再任用職員及び任期付短時間勤務職員に対する前項及び別表第8の規定の適用については、同項後段中「、扶養手当及びこれら」とあるのは「及びこれ」と、同表中「100分の102.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の122.5」とあり、及び「100分の132.5」とあるのは「100分の60」とする。

4 略

(通勤手当)

第18条の4 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として市規則で定める期間（以下この項において「支給対象期間」という。）、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第9に掲げる職員の区分及び自転車

等の片道の使用距離の区分に応じて同表に定める額（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 略

3 略

（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外）

第21条 第4条第1項及び第3項から第9項まで、第6条の4、第7条、第8条並びに第8条の4の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 第6条の4、第7条、第8条及び第8条の4の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

附 則

1・2 略

3 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第5項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第2項、第5項、第6項及び第9項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。

4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（1）臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

等の片道の使用距離の区分に応じて同表に定める額（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 略

3 略

（再任用職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外）

第21条 第6条の4、第7条、第8条及び第8条の4の規定は、再任用職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。

附 則

1・2 略

(2) 町田市職員の定年等に関する条例（昭和59年9月町田市条例第31号。以下「定年条例」という。）第6条第2項第1号に掲げる職を占める職員

(3) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条第1項各号に掲げる職を占める職員

(4) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において附則第3項の規定が適用されていた職員を除く。）

5 地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第7項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定

の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

7 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第3項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第5項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

8 附則第5項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第3項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

9 附則第5項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第17条第5項（第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第17条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第5項、第7項又は第8項の規定による給料の額との合計額」とする。

10 附則第3項から前項までに定めるもののほか、附則第3項の規定による給料月額、附則第5項の規定による給料その他附則第3項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表（1）						
職員の区	職務	1級	2級	3級	4級	5級

別表第1（第3条関係）

行政職給料表（1）						
職員の区	職務	1級	2級	3級	4級	5級

分	の級					
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略	略	略	略	略	略
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		略	略	略	略	略

備考 略

別表第1の2（第3条関係）

行政職給料表（2）					
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略	略	略	略	略
定年前再任用短時間勤務職員		基準給	基準給	基準給	基準給

分	の級					
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	略	略	略	略	略	略
再任用職員		略	略	略	略	略

備考 略

別表第1の2（第3条関係）

行政職給料表（2）					
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	略	略	略	略	略
再任用職員		略	略	略	略

間勤務職員	料月額	料月額	料月額	料月額
	略	略	略	略

備考 略

別表第2（第3条関係）

医療職給料表（1）				
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略	略	略	略
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		略	略	略

備考 略

別表第3（第3条関係）

医療職給料表（2）					
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略	略	略	略	略

--	--	--	--	--	--

備考 略

別表第2（第3条関係）

医療職給料表（1）				
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	略	略	略	略
再任用職員		略	略	略

備考 略

別表第3（第3条関係）

医療職給料表（2）					
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	略	略	略	略	略

<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>		<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>
		略	略	略	略

備考 略

別表第4（第3条関係）

医療職給料表（3）					
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 以外の職員	略	略	略	略	略
<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>		<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>
		略	略	略	略

備考 略

<u>再任用職員</u>		略	略	略	略
--------------	--	---	---	---	---

備考 略

別表第4（第3条関係）

医療職給料表（3）					
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
<u>再任用職員</u> 以外の職員	略	略	略	略	略
<u>再任用職員</u>		略	略	略	略

備考 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和4年10月1日から、第2条及び次項から附則第7項までの規定は令和5年4月1日から施行する。

(職員の勤務延長に関する経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の町田市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）附則第3項から第10項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 3 改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新条例第4条第10項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に定める基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に定める基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（令和4年 月町田市条例第 号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 5 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第17条第3項、第18条第3項及び第21条第1項の規定を適用する。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第11条第3項及び第18条の4第2項の規定を適用する。
- 7 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、町田市規則で定める。